

「在宅ビジネス支援事業（緊急雇用）」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

平成27年1月5日

奈良県知事 荒 井 正 吾



1. 業務の内容

- (1) 業 務 名 在宅ビジネスマッチング支援事業（緊急雇用）委託業務
- (2) 業務内容 別添「在宅ビジネスマッチング支援事業（緊急雇用）委託業務仕様書」記載のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成28年2月29日まで
- (4) 事業上限額 金16,943,061円
(事業合計上限、消費税及び地方消費税相当額を含む)
(26年度 2,299,318円上限、27年度 14,643,743円上限)
- (5) 新規雇用する労働者
平成26年度中に雇用を開始し、募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込のほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

2. 参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できるもので、次の項目の全てに該当するものとします。

- (1) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていないもの又は更正手続開始の申し立てをされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続を申し立てたもの又は申し立てをされていない者であること。
- (5) 提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 奈良県内に本店、支店等の事業所を有する厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者であること。





3. 手続等

(1) 担当部局

奈良県産業・雇用振興部雇用労政課労政福祉係 川内（かわうち）、庵前（あんまえ）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟6階

TEL 0742-27-8828（ダイヤルイン）

(2) 仕様書及び企画提案実施要領の配布

①配布期間 平成27年1月5日（月）から平成27年1月16日（金）まで
（土・日・祝休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

②配布方法 （1）の担当部局において配布するとともに、インターネットの「奈良県雇用労政課ホームページ」において公開する。

(3) 参加申込書の提出等

①提出期限 平成27年1月16日（金）午後5時まで

②提出先 （1）の担当部局に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。
持参の場合の受付時間は、土・日・祝休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、平成27年1月16日（金）午後5時までに必着。

④提出部数 1部

(4) 質問の受付

企画提案実施要領の示すところによる。

(5) 企画提案書の提出等

①提出期限 平成27年1月26日（月）午後5時まで

②提出先 （1）の担当部局に同じ

③提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。

持参の場合の受付時間は、土・日・祝休日を除く平日の午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、平成27年1月26日（月）午後5時必着。

④提出部数 9部（うち8部は企業・団体名を記載しないこと。）

(6) 企画提案書の審査

公募型プロポーザル審査会（プレゼンテーション）を開催して審査する。

（平成27年2月5日（木）を予定）

なお、詳細については参加申込書の提出の後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知する。

4. 受託者の決定

提案者を選定するための評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として決定する。





5. 契約手続

上記4において選定された者を受託者に決定したときは、奈良県会計規則及び奈良県契約規則の規定により契約手続を行う。

6. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に排除されるべき関係を有しているとき。
- (9) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、本県が本契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、本契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

※契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償額として納付しなければならない。



7. その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他、詳細は「在宅ビジネスマッチング支援事業（緊急雇用）委託業務仕様書」及び「在宅ビジネスマッチング支援事業（緊急雇用）」企画提案実施要領」によるものとする。
- (4) 参加申込者が1 者の場合、再公募することがある。